

高知家庭裁判所委員会（第28回）議事概要

1 日 時

平成30年1月23日（火）午後3時から午後5時まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

赤 松 正 規

有 田 尚 美

稲 玉 祐

岡 村 憲 男

近 藤 邦 夫

島 根 豪

中 橋 紅 美

福 島 和 彦

吉 田 肇

(2) 事務担当者等

藤 本 薫（高知家庭裁判所事務局長）

八 木 哲 也（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

矢 野 英 男（高知家庭裁判所次席家庭裁判所調査官）

小 西 孝 雄（高知家庭裁判所首席書記官）

高 尾 愉 理（高知家庭裁判所事務局総務課長）

市 原 昌 彦（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

障害者への配慮について

(2) 意見交換等

ア 小西首席書記官から高知家庭裁判所における障害者への配慮の取組の現状と課題について説明を行った。

イ 意見交換概要（○委員，●主に説明を担当した委員，事務担当者等）

● 委員が所属する団体等での障害者への配慮の取組についての実情を御紹介ください。

○ 学校関係者としては、発達障害の関係で苦勞するのが就職の場面です。事前にわかっているケースであれば、支援センターなどで長いスパンで訓練しながら就職させるということもありますが、保護者の理解が得られない場合は困難な場合が多いです。障害者への対応については、数年前から教員を含めて組織として取り組んできたこともあり、組織としての理解力が上がってきていると感じています。

○ 高知弁護士会では、弁護士会館の1階が駐車場、階段を昇って2階、3階に行くという建物になっていますが、弁護士会で相談を受ける場合は必ず階段を昇る必要がありました。高齢者、障害者には階段は厳しいのではないかとの意見がかねてよりあって、平成29年1月に1階に障害者対応の相談室を増設するとともに、ユニバーサルデザインのトイレも設置し、同年3月から利用を開始しています。利用頻度は月に1、2回ですが、多い月は5回くらいの利用もありました。

○ 発達障害の方は、パニックになったときに気持ちを落ち着かせる必要があると思いますが、裁判所にそのような場所や対応する方はいるのでしょうか。

● 裁判所では非常勤の医師のほか、常勤の看護師がおり、医療的な見地からは医師、看護師が対応することが可能となっています。実際の調停や調査の場面では、家庭裁判所調査官が対応しています。過呼吸などのパニックを起こされた方もいましたが、そのときは、調査室や医務室で落ち着いてお話ししていただきました。

- 病院なのでバリアフリーの設備は整っています。病院として特に対応に気を付けているのは、例えば聴覚障害者用の案内があったり、意思表示カードを置いたり、バス停にヘルプボタンがあったりと、できるだけ目につく場所に、障害者の方が困ったときにヘルプが出せる準備を行っています。精神科の観点から言うと、例えば発達障害の方は、聴覚過敏であったり、視覚的にも過敏さがあるので、刺激を減らすように、物があまりないところで話をするという工夫をしています。聴覚過敏に対しては、イヤーマスクを利用したり、大勢いるところは苦手な人もいるので、そのような場所での対応は避けるようにしています。
- 放送における障害者配慮としては、字幕放送、解説方法、手話放送の3つが代表的なものです。総務省が定める行政指針の普及目標の対象となる番組における字幕放送の割合ですが、平成28年度ではNHK、キー局、大阪、名古屋では95%を超えています。一方、ローカル局では字幕を付ける設備や人材が不足しており、なかなか難しいことから、ネット放送や字幕のついた番組を購入して対応しています。実際に、当社で字幕を付けようとする、九州にある専門会社に字幕を付けてもらうことになるのですが、2週間くらい時間が掛かりますので、ニュースなどでは対応が難しく、当社の上記割合は88%となっています。次に解説放送ですが、NHKは12.7%、キー局は11.7%、大阪は9.6%です。解説放送は番組が完成した後に台本を作って収録するため、作業に時間が掛かることから、上記割合が低くなっています。ローカル局では設備、人材が全くないため、当社では実績がないという状況です。最後に手話放送ですが、聴覚障害者の方から、特にニュース番組に対して手話を付けてほしいという要望があることは承知しているのですが、画面構成などが難しいという現状があります。通常は左下に手話放送を入れるのですが、そこに重要な映像があると消えてしまうことになるため、画面構成、時間配分、アナウンサーの読み上げる時間など、事前に

周到な準備を行う必要があります。当社では県の広報番組などで事前に手話放送の要請があったものには対応していますが、それ以外は難しいというのが現状です。そのような課題はあるものの、放送は障害がある方に対して情報を提供する重要な手段ですので、引き続き努力していきたいと考えています。

- 商店街では、空き店舗を利用したタウンモビリティステーション（ふくねこ）というのが2015年4月末にできました。障害を持っていても、高齢になっても移動の権利を保障する仕組みがタウンモビリティということですが、県や市や社会福祉協議会、商工会議所、中心街再開発協議会などのいろいろな団体が協力して運営しています。残念ながら毎日ではありませんが、専門のスタッフとボランティアの方が協力して障害者、高齢者の方をサポートしています。そのほか、「よさこい情報交流館」は、障害者にとって不便なところがあったことから、市の環境振興課に要望して改善してもらったり、「てんこす」という店舗の段差があったところを危険箇所として提案して改善してもらうなどの活動をしています。
- 検察庁は裁判所と同じくバリアフリーであり、身体障害者用トイレも整備されています。その他に、例えば聴覚障害がある方のために、筆談の道具や補聴器といったものも一通り備えています。なお、障害のある方がどういうところに苦勞するのかということは、実際に障害のある方に聞くのが早いし、視点としては掴みやすいと思います。実際に、視覚障害のある方に長時間来ていただくことがあって、何か心配事がありますかと聞いたら、盲導犬のトイレが心配だと言われました。土のあるところだったらいいという話でしたが、なかなか土のあるところはないため、盲導犬用のトイレを購入したという事例がありました。1回1回事情を聞きとっていくのは時間が掛かりますので、あらかじめ準備することであれば、例えば障害者団体の方に来てもらって、要望を聞く

というのもいいのではないかと思います。

- 委員が所属する各団体での職員への意識涵養に向けた取組を御紹介ください。
- 学校では、教職員の意識改革を図るため、講師を招いて研修を行っています。
- 養成校なので、障害を担当する教員はいますが、職員全員がきちんと理解できているとは言えません。例えば、発達障害についてはなかなかわからないところがあって、対応に苦慮しているところが多いように感じています。裁判所がやっている発達障害の基礎知識を学ぶ研修というのは必要だと思いますし、体験研修により不自由さを実際に体験した上で、どういうことをやっていくのがよいかを考えるのは大切だと思います。
- 病院では、職員全体に対して接遇という形で教育する会があったり、研修を行ったりしています。医療関係なので、学生のときからそのような教育を受けてきており、統一的なものを毎回やっているというよりは、誰でも参加できる会の中に、接遇や障害に関係する会が実施されており、それに自主的に参加しているというのが実情です。現場の看護師等に対しては、実際の症例や具体的な事例を示して教えているのが現状です。例えば、自閉症の方にはあいまいな表現では伝わらないことが多いので、この部屋を掃除してくださいというのはあいまいな表現なので、まずは窓を掃除してください、次は床を掃除してくださいといったように具体的に伝える必要があるということを学んでもらっています。
- 当社では定期的な研修はしていませんが、放送局として障害を持っている方に配慮していくのは当然であり、障害のある方に取材をする際には、原稿の中で差別的な表現はないかとか、映像の中で特定の障害を強調しないよう指導したり、事前に映像をチェックするようにしています。
- タウンモビリティステーションを知ってもらうために、商店街が中心

となってチラシを作って商店主に呼びかけています。町全体が障害者にも高齢者にも優しくなる町を目指すという広報活動を行っています。

- 弁護士は個人商店のようなものなので、自己研鑽に任せるということになります。日弁連で研修はあるのですが、受けるかどうかは個人の判断となるので、組織としてどうするということはありません。弁護士会で職員と言えば、事務局の職員ということになりますが、事務局職員への意識涵養については、執行部と高齢者障害者委員会とでマニュアル作成について検討を始めたところです。
- 検察庁では障害者への対応マニュアルを作成しています。毎年度の研修までは行っていないので、必要なのかなと考えているところです。なお、検察庁では障害を持たれた方が突然訪ねてくるということはほとんどなく、事前に来られることやどのような障害があるかをわかっているため、事前に対応を検討しておくこともできますし、場合によってはこちらから赴くなど個別対応をしています。そういった関係から、一般的な啓蒙という点ではやや手薄なのかなと思います。
- 裁判所の対応や取組について御意見はありますか。
- 先ほど委員から聴覚過敏のお話がありました。家庭裁判所の調停の際に、待合室に音楽が流れていますが、音楽の効果を考えて流しているのでしょうか。また、3曲くらいが繰り返し流れていると思いますが、リラックスされる方がいる一方で不快に思う方もいると思いますが、どのように考えているのでしょうか。
- 音楽は調停の際に隣の部屋の声が聞こえるのを防止するために流しています。
- ボリュームはどこで調整しているのですか。
- 総務課で調整しております。不安や悩み事を持った方が来られますので、心を落ち着かせる効果も狙っています。
- 障害を持った方などから、音が聞こえるのがしんどいという声があれば

ば申し出ればよいのですか。

- その場合は書記官室に申し出ていただければと思います。
- コミュニケーションカードですが、漢字が多く、知的障害の方にも使うのであれば、もう少しひらがな（ふりがな）が多い方がよいのではないかと思います。知的障害の方については、成人に見えても小学生レベルくらいの能力しかないとイメージして対応した方がスムーズにいくと思います。発達障害の方については、言葉のすれ違いが起りやすいです。こちらが考えている言葉の意味と、相手が考える言葉の意味がすれ違うことがあるので、何かすれ違っているなど思ったときは、相手がどのように感じているのか確認するのがよいと思います。その場になってみないとわからないことがあります。全般的には視覚的な情報が入りやすいと言われているので、言葉にして話すだけでなく、視覚化したものを示してあげるのが効果的であると思います。そのほか、暗黙でわかることがわからないことがあるので、どうしてそうしなければならぬのか理由を簡単に伝えてあげるのがよいと思います。例えば、この会議室で誰かが話しているときは他の人は話さないというのは暗黙でわかりますが、それがわからないことが多いので、その理由を付け加えて説明してあげると、スムーズにいくことが多いと思います。
- コミュニケーションカードで「悲しい」や「つらい」が文字で表されていましたが、表情などの絵で示すのはどうなのでしょう。
- 痛みや感情を絵で示すのが多く、有効な場合があります。言葉のやりとりだけでは難しいなという場合は、代替手段として絵で表示されると伝わりやすいことがあると思います。普段、身近で接している御家族がどのように意思疎通を図っているのかを参考にするとうまくいくケースが多いです。
- 手話通訳が必要な場合は、手話通訳者に入ってもらって話を伺うのですが、私も簡単なものはでき、実際に手話をして喜ばれたことがあります。

した。コミュニケーションを取ろうとしていることを相手にしっかり伝えることが大事なのではないかと思いました。

- 説明のあった口話通訳者ですが、それは専門職の方ですか、それとも一般の方ですか。
- 口の形を見ただけで通訳していただく方で、御紹介したケースでは一般の方ということになります。実際、専門の方を探したのですが、このケースでは高知県では見つかりませんでした。
- 字幕や手話通訳についても、高知では専門の方があまりいなくて、裁判所も手配に苦労されているのではないかと思います。
- 調停の際の当事者以外の立会ですが、最終的には裁判官が立ち会いを認めるかどうかを判断することになるのですが、そのような申出があった際、事前に相手方の意見は聴くのでしょうか。
- 相手方にも意見を聴くことになります。
- 親族は自分の意見を持っている人が多いので、当事者以外の方の立会を認める場合は、相手方の意見も聴いてもらいたいと思います。

5 次回開催予定

(1) 開催日

平成30年7月11日（水）

(2) テーマ

採用に関する広報活動について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(4) 開催方法

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催